「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」 に係る公募占用指針(案)について

2023年11月15日 経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省港湾局

本日ご議論いただきたい内容について

- ① 2022年5月から10月にかけて、本合同会議において公募プロセスの見直しについて議論し、10月に「一般海域における 占用公募制度の運用指針」(以下「運用指針」)を改訂。その後、公募占用指針の内容について御議論いただき、同 年12月に、秋田県、新潟県、長崎県の計4区域に係る公募(第2ラウンド公募)を開始し、現在事業者選定のため の評価を行っているところ。
- ② 2023年10月3日に**海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(促進区域)に指定**した、青森県沖日本海 (南側)、山形県遊佐町沖の計2区域に係る公募(第3ラウンド公募)について、**当該区域に関する公募占用指針を 策定する必要**がある。
- ③ 再工ネ海域利用法第13条第5項に基づき、**同条第2項第十五号(公募占用指針に関する評価の基準)について学 識経験者の意見を聴かなければならない**とされていることを踏まえ、本日の合同会議では、**同評価の基準に加えて、同 項第十一号(促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項)について、御意見をいただきたい**。

調達価格等算定委員会において意見聴取

〇再エネ海域利用法

第13条第2項

- 一 対象発電設備区分等
- 二 促進区域内海域の占用の区域
- 三 促進区域内海域の占用の開始の時期
- 四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準
- 五 公募の参加者の資格に関する基準
- 六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- 七 供給価格上限額
- 八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する基準価格又は調達価格 の額の決定の方法
- 九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第3条1項に規定する交付期間又 は調達期間
- 十 再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限

本日御議論頂きたい事項

- 十一 促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項
- 十二 撤去に関する事項
- 十三 公募占用計画の認定の有効期間
- 十四 関係行政機関の長等との調整能力
- 十五 評価の基準
- 十六 その他必要な事項

(参考)再エネ海域利用法の概要

■ 再工ネ海域利用法に基づく、手続きの流れは以下のとおり。

促進区域の指定

公募に基づく事業者選定

政府による基本方針の作成

促進区域の指定 経産大臣及び国交大臣による **公募占用指針の作成** 経産大臣及び国交大臣による

公募占用計画の提出事業者による

最も適切な事業者の選定と 経産大臣及び国交大臣による 経産大臣によるFIP認定※認定された計画に基づき、

(最大3年間) 国交大臣により占用を許可 認定された計画に基づき、

経産大臣及び 国交大臣による **区域の状況の調査** 先行利用者等を メンバーに含む 協議会の意見聴取 区域指定の案 について公告 (利害関係者は 意見提出が可能)

農水大臣、環境大臣 等の**関係行政機関の** 長への協議

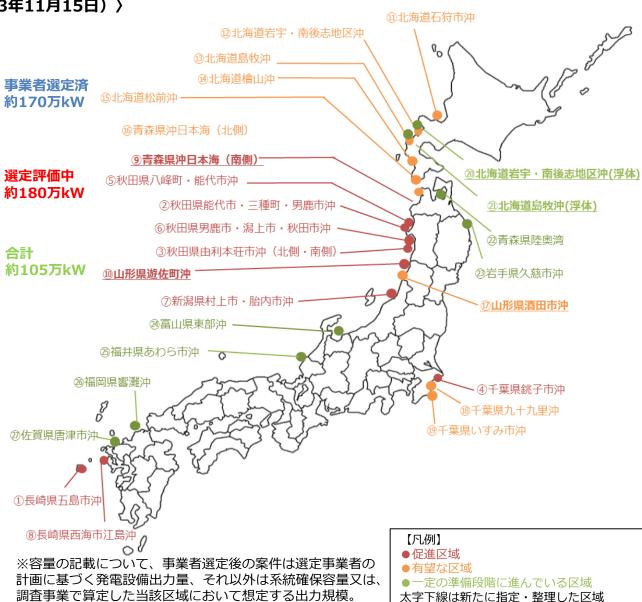
案件形成の状況

- 秋田県2区域、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖において事業者選定のための評価中。(合計約180万kW)
- 2023年10月3日に新たに2区域(青森県沖日本海(南側)、山形県遊佐町沖)を促進区域に指定。

〈促進区域、有望な区域等の指定・整理状況(2023年11月15日)〉 区域名 万kW ①長崎県五島市沖 (浮体) 1.7 ②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖 49.4 ③秋田県由利本荘市沖 84.5 ④千葉県銚子市沖 40.3 ⑤秋田県八峰町能代市沖 36 促進 区域 ⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖 34 ⑦新潟県村上市・胎内市沖 35,70 ⑧長崎県西海市江島沖 42 ⑨青森県沖日本海(南側) 60 ⑩山形県遊佐町沖 45 ⑪北海道石狩市沖 $91 \sim 114$ 迎北海道岩宇・南後志地区沖 56~71 ⑬北海道島牧沖 44~56 41. 油道檜山沖 $91 \sim 114$ 有望 15北海道松前沖 25~32 区域 ⑩青森県沖日本海(北側) 30 切山形県酒田市沖 50 18千葉県九十九里沖 40 ⑲千葉県いすみ市沖 41 24富山県東部沖 ②北海道岩宇·南後志地区沖(浮体) (着床·浮体) ②北海道島牧沖(浮体) 25福井県あわら沖 準備 区域 22青森県陸奥湾 26福岡県響灘沖

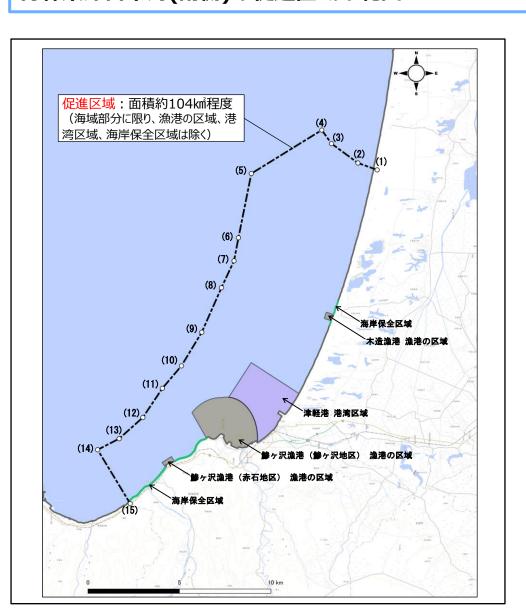
②岩手県久慈市沖(浮体)

②佐賀県唐津市沖



(参考) 青森県沖日本海(南側)の区域の概要

青森県沖日本海(南側)の促進区域の範囲





(参考)青森県沖日本海(南側)における協議会意見とりまとめ(概要)(2023年7月28日)

<留意事項>

(1)全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を 行う場合には、海域の利用を了承する。

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐(確保済み系統容量 (kw)×250×30で算定される額)等を通じて地域や漁業との 協調策・共生策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「4. 将来像」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ **地方自治体以外に基金を設置する場合**は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける
- ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、津軽国定公園区域内及び海岸線から500m以内の海域には洋上風力発電設備を設置しない。
- ✓ <u>底建網等漁業</u>への配慮のため、別に指定するエリアでは洋上風力 発電設備等を設置しない。等

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、 船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。

(5)発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、 船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、 関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。

(6)環境配慮事項について

✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発 電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に 対し丁寧に説明する。

(7)その他

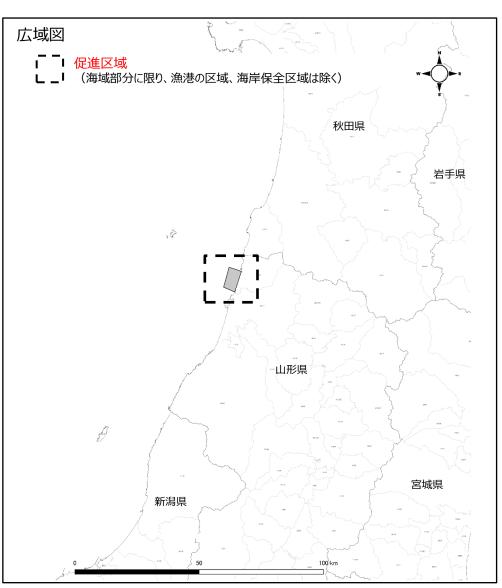
(8) 洋上風力発電事業を通じた青森県沖日本海(南側)の将来像

✓ 海洋漂着物の回収・処理活動への協力を含む<u>漁場環境の保全</u> やブルーカーボンを含む藻場の造成等、水産資源の維持管理・ 増大に資する取組を通し、持続的に発展していくことを期待。

(参考) 山形県遊佐町沖の区域の概要

山形県遊佐町沖の促進区域の範囲





(参考)山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ(概要)(2023年3月29日)

等

<留意事項>

(1)全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ <u>協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を</u> 行う場合には、海域の利用を了承する。 等

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐(発電設備出力 (kw)×250×30で算定される額)等を通じて地域や漁業と の協調策・振興策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、 「とりまとめ別紙」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ <u>地方自治体以外に基金を設置する場合</u>は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける。
- ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域における漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、海岸線から1海里(1マイル)より陸側の海域には洋上風力発電設備等を設置しない。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、 船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。

(5)発電事業の実施に当たっての留意点

- 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、 船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、 関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。

(6)環境配慮事項について

✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。

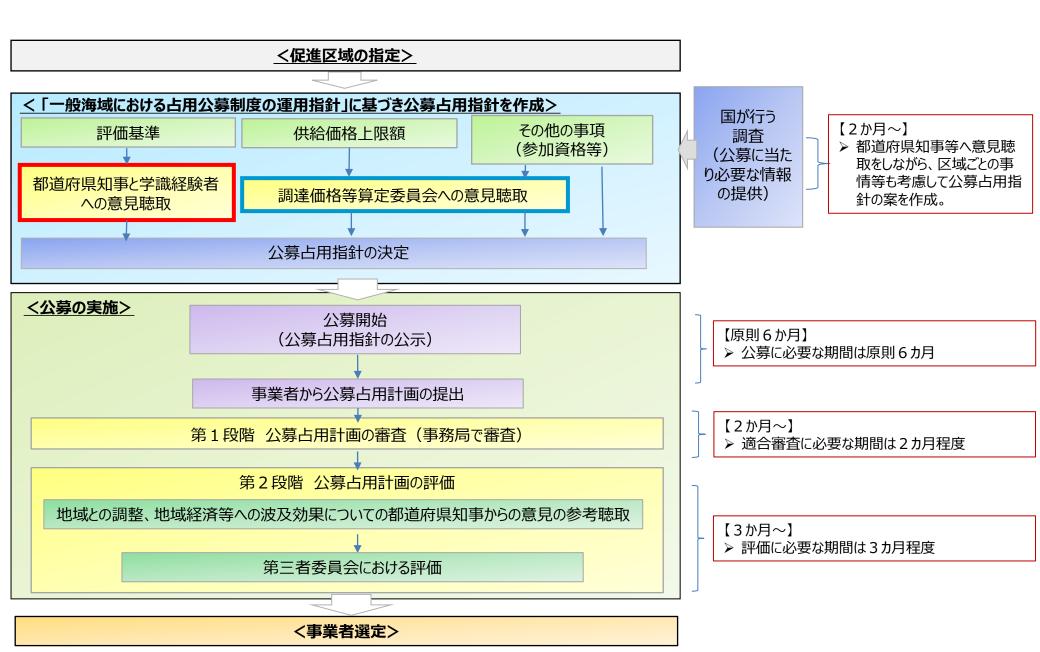
(7) その他

✓ 今後、上記(1)~(6)以外に協議、情報共有を行うべき 事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

とりまとめ別紙 -洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像-

✓ 遊佐の若者が自発的に地元への定着を選び、地域外からも遊佐への移住・定住を選択肢に入れるような、持続可能で魅力あるまちづくりを実現。

(参考) 公募プロセスの全体像



本日御議論頂きたい事項

- (1)促進区域と一体的に利用される港湾について(第11号関係)
- (2)評価の基準について(第15号関係)
 - ・基本的な考え方
 - ・迅速性評価の基準および各評価項目の考え方

促進区域と一体的に利用できる港湾に関する事項

- 「一般海域における占用公募制度の運用指針(令和4年10月改訂)」に基づき、公募占用指針において「促進区域と一体的に利用できる港湾」に関する情報を記載する(※利用施設について調整中のため、公募開始時の公募占用指針に記載)。
- これまでの公募占用指針と同様に、公募占用計画の提出に先立ち、管轄する地方整備局及び港湾管理者に対して港湾施設の利用スケジュール等を通知し、利用可能であることの確認が必要(公募占用指針においてその旨を記載)。また、「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外に、事業者自らが利用できるとして調整した港湾がある場合は、その活用が認められる(当該港湾が活用できることを証する資料の添付が要件)。

【参考①】一般海域における占用公募制度の運用指針(抜粋)

第2章1.

(2) 公募占用指針に定めるべき事項

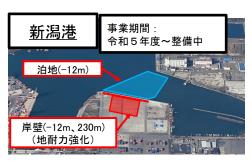
7) 港湾に関する事項(本法第13条第2項第11号)

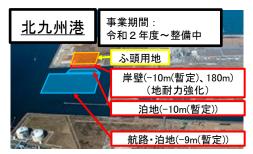
発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して、促進区域と一体的に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭並びに当該ふ頭の諸元(岸壁水深、岸壁延長、最大耐荷重、面積等)及び利用条件(利用可能期間、貸付料の基礎となる額等)を公募占用指針において明記する。

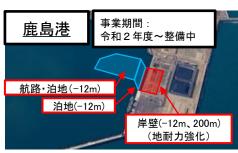
【参考②】指定済みの促進区域と一体的に利用できる港湾











本日御議論頂きたい事項

- (1)促進区域と一体的に利用される港湾について(第11号関係)
- (2)評価の基準について(第15号関係)
 - ・基本的な考え方
 - ・迅速性評価の基準および各評価項目の考え方

第15号関係 評価の基準について(基本的な考え方)

- 第2ラウンド公募では、「一般海域における占用公募制度の運用指針(令和4年10月改訂)」(以下「運用指針」)において示した評価基準の考え方に基づき、公募占用指針において評価の基準を定めている。
- このため、「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」の2海域に係る公募の評価基準についても、同様に**運用指針に 基づき評価の基準を定めることとし**、本日は補足的に定める必要がある事項として、「事業計画の迅速性評価の基準」および「各評価項目の考え方」について御議論いただきたい。
- **落札制限**については、第16回合同会議(2022年10月14日開催)における審議において「落札制限の対象とする公募は、現時点では、今年度に公募を予定している秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖のみとする。
 2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が1GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討する」とされた点を踏まえ、区域の合計系統容量が1GWを大きく超えないことから、適用しない。
- 供給価格上限額に加え、ゼロプレミアム水準※の具体的な値等については、FIP制度の価格設定等に関わる議論である。このため、第2ラウンド公募と同様に、「調達価格等算定委員会」の意見を聴取して決定する。今年度の算定委意見は次頁のとおり。
- ※供給価格点評については、事業者が提案する基準価格が市場価格を十分に下回る一定価格(ゼロプレミアム水準)以下の場合は、一律120 点として 評価する。第2ラウンド公募ではゼロプレミアム水準は3円/kWhと設定された。

● 11月14日(火)に開催された調達価格等算定委員会では、第3ラウンド公募に関して主に以下の意見が、とりまとめられた。

1. 供給価格上限額

第2ラウンド公募と同様、①海域の自然条件等、②内外価格差、③接続費、④適正なIRR、を考慮した上で決定。 両海域ともに**18円/kWh**とし、**事前公表**する。

2. ゼロプレミアム水準

第2ラウンド公募と同様、2016年(小売全面自由化)以降の市場価格(風力発電プロファイルあり)の推移をメルクマールとし、**3円/kWh**とする。また、事業予見可能性を高める観点から**事前公表**する。

3. 保証金に関する事項

第2ラウンド公募と同様の金額·支払期限·没収事由(運転開始遅延に伴う没収事由も含む)とする。

4. 発電設備の出力の量の基準

第2ラウンド公募と同様、<u>上限は設定</u>せず、<u>下限</u>は情報提供を行った事業者が確保済の系統容量*から**20%を** 減じた出力(青森県日本海南沖:9.6万kW、山形県遊佐沖:36万kW)とする。

※2者以上から情報提供があった場合は、事業者毎の系統容量の小さい方

【参考】評価基準・評価方法の概要

<評価の方法>

価格(120点) ・供給価格の額 価格点算出方法 (最低入札価格/提案価格)×(満点【120点】) 事業計画の迅速性の評価点は、 ✓「事業計画の基盤面」、「事業計画の実

- 行面」の評価点の合計点が5割未満の 場合は0点、
- ✓ 5割以上の場合には、運転開始時期 に応じた点数に「事業計画の基盤面」 「事業計画の実行面」の配点40点に対 する評価点比率を乗じた値
- を事業計画の迅速性の評価点とする。

事業実現性に関する要素(12				20点)
	事業の実 (80	地域との調整、地域経済等へ の波及効果(40点)		
事業計画の 迅速性 【20点】	事業計画の 基盤面 【20点】	事業計画の 実行面 【20点】	電力 安定供給 【20点】	○関係行政機関の長等との調整能力 【10点】 ○周辺航路、漁業等との協調・共生
● 運転開始 時期	事業実施体制・実績【10点】資金・収支計画【10点】	運転開始までの事業計画【15点】運転開始以降の事業は要素を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	● サプライ チェーンの 強靱性等	【10点】 ○地域経済への波及効果 【10点】 ○国内経済への波及効果 【10点】
		業計画 【5点】		地域との調整、地域経済等への波及 効果について、都道府県知事からの 意見を聴取
(** ***	ホ/エ ヒ <u>ケ</u> リュナンナ	_		

事業性評価点算出方法:

(提案者の評価点/同一の促進区域における公募参加者の最高評価点)×(満点【120点】)



第三者委員会の評価



経済産業大臣、国土交通大臣による評価

事業実現性に関する評価項目

<参考>一般海域における占用公募制度の運用指針(令和4年10月改訂)より抜料

大項目	中項目	小項目	確認方法の例
	事業計画の迅速性		・事業実現性が認められる計画の運転開始時期の迅速性を評価。
	事業計画の基盤面	事業実施体制・実績	・公募事業と親和性のある事業実施実績の 有無や適切な事業実施体制が構築されて いるかを評価。
事業の実施能力		資金・収支計画	・適切な財務計画となっているかを評価。
ず未り大旭配力	事業計画の実行面	運転開始までの事業計画	・スケジュール、配置、設備構造、施工計 画、工事工程の適切性を評価。
	ず未り回り入り回	運転開始以降の事業計画	・維持管理、撤去の適切性を評価。
	電力安定供給		・電力の安定供給の観点から、安定供給や 故障時の早期復旧に資するようなハー ド・ソフトに係るサプライチェーンの強 靱性を評価。
	関係行政機関の長等と の調整能力		・知事意見を聴取。・関係行政機関の長等との調整を行う者調整実績を評価。
地域との調整、地域経済等への波及	周辺航路、漁業等との 協調・共生		・知事意見を聴取。・地域や漁業等との協調・共生策の提案内容を評価。
効果	地域経済波及効果		・知事意見を聴取。 ・経済波及効果の因子の確からしさや経済 波及効果の内容を評価。
	国内経済波及効果		・経済波及効果の因子の確からしさや経済 波及効果の内容を評価。

※事業計画の信頼性評価の観点から収支計画の妥当性を確認する。国は、将来の発電コスト目標を達成するため信頼性を確保しつつ コスト縮減する取り組みを計画的に進めることとする。

事業実現性の評価の考え方(事業計画の迅速性を除く)

<参考>一般海域における占用公募制度の運用指針(令和4年10月改訂)より抜粋

評価区分	評価の基本的な考え方 【事業実施能力関係】 ※事業計画の迅速性を除く	評価の基本的な考え方 【地域調整、波及効果関係】 ※国内経済波及効果を除く
トップランナー	「優れている」の基準を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、特に優れた提案がなされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。
優れている	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。
ミドルランナー	「良好」を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施する上で必要な検討が具体的になされているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。
「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 良好 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検 討内容や対応が優れていると評価されるもの。		関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。
最低限必要なレベル	事業計画において最低限満たす必要のある内容を満たしているもの。	関係都道府県知事から、合理的な理由とともに 「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしてい ないもの。	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしてい ないもの。

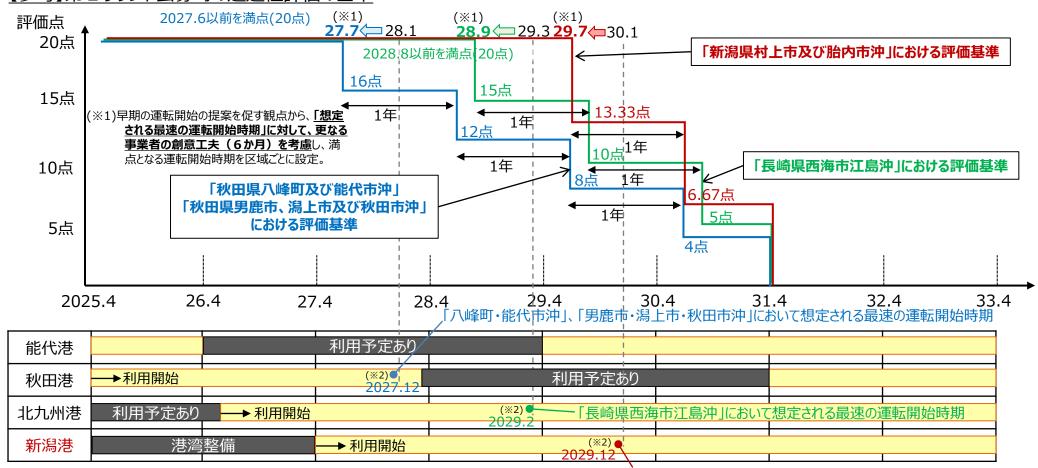
事業計画の迅速性評価の基準

- 2030年度のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価する観点から、2030年度までに運転開始を予定している提案について迅速性を評価することとし、「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間等を踏まえた段階的な評価基準を設定する。具体的な考え方については次のページの通り。
- さらに、事業計画の実現性を十分考慮するため、事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合には、同合計点の評価点比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。
- 第2ラウンド公募同様、運転開始予定日までの確実な事業実施を担保するため、保証金没収事由への、「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始(※)しなかったこと(ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合は除く。)」の追加について「調達価格等算定委員会」の意見を聴取して決定する。
 - (※) 運転開始:市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること

事業計画の迅速性評価の基準(続き)

- 迅速性評価の基本的な考え方は、第2ラウンド公募と同様に以下の通りとしたい。
 - 最速の運転開始時期は基礎設置・風車据付等の標準的な海上施工期間等を考慮し、促進区域と一体的に利用できる 港湾の利用開始後2年9か月目と想定。(1年目:ヤード整備・資機材搬入、2年目:基礎設置、3年目:プレアッセンブリ、風車据付)
 - 早期の運転開始の提案を促す観点から、想定される最速の運転開始時期に対して、更なる事業者の創意工夫(6か)月)を考慮し、満点となる運転開始時期を区域ごとに設定。

【参考】第2ラウンド公募時の迅速性評価の基準



「新潟県村上市及び胎内市沖」において想定される最速の運転開始時期

(※2) 基礎設置・風車据付等の標準的な海上施工期間等を考慮し、港湾の利用開始後2年9か月目に運転開始と想定 (1年目にヤード整備・資機材搬入等、2年目に基礎設置、3年目にプレアッセンブリ・風車据付を想定)

各評価項目の考え方

1. 事業計画の実現性(事業計画の基盤面)

(1) 事業実施体制·事業実施実績(10点満点)

国内でもまだ前例のない大規模洋上風力発電事業について、長期的、安定的かつ効率的に実施が可能な事業者であるかを 評価するため、洋上風力発電事業の実績の有無、効率的な事業実施体制の構築、事業継続に係るリスク管理などの事業の基 盤的要素を評価する。

四り又八と川四	曲が支票に計画とも				
評価区分	評価の考え方				
トップランナー (10点)	○「優れている」の基準を満たすもののうち、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、 実務経験を有する人材の確保や適切配置 など、 事業実施体制が具体的 に示されているもの。				
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの 特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。				
ミドルランナー (5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①~③のいずれも満たすもの。 ①SPCの意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。 ②SPCの意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。 ③緊急時体制・対応・訓練について、具体的かつ実現可能性のある内容である。				
良好 (2.5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。				
最低限必要なレベル (0点)	①応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が明確なもの。 ②各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切である。 もの。(事業への出資参画のみの実績は評価しない。国内外の実績は問わない。) ③当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。または、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。《①~③いずれも満たす必要》				
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。				

リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
事業実施体制 ·事業実施実績		・自然災害等により、想定していた建設・運転が中断・休止または遅延するリスク
		・コンソ構成員の能力不足や、一部構成員の離脱等により、コンソ構成員間 で当初想定していた機能分担が実現しない等、十分な事業実施体制が構築 できなくなるリスク
	を含む、事業に重要な影響を及ぼす契約相手先) との契約締結難航・契約不履行・解除	・委託事業者との契約交渉(価格面等)が難航し、入札時点に想定していた経済性や操業安定性が悪化するリスク ・コンソーシアムと委託事業者間の理解相違等により契約が不履行、または、当初想定していた内容から大きく乖離した形で履行されるリスク。 ・委託事業者の撤退等により契約解除に至るリスク。

1. 事業計画の実現性(事業計画の基盤面)

(2) 資金·収支計画 (10点満点)

評価区分

建設に大規模な資本を要する洋上風力発電事業について、資金調達やその資金返済が適切な計画となっているか、また20年間超の長期にわたってO&Mを実施するための運転資金や撤去費用について確保できているか、またインフレなど様々なリスク要因を踏まえた、適切な財務計画が立てられているかを評価し、長期的、安定的かつ効率的な洋上風力発電事業を実施可能な事業者であるかを評価する。

評価の考え方

	町川山ツ・ライン
トップランナー (10点)	○「優れている」と評価されるもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析も含め 、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、 長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保 され、 事業継続の確実性が高い計画 であると評価されるもの。
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①~②いずれも満たすもの。 ①公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。 ②プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。
ミドルランナー (5点)	○「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。
良好 (2.5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の①~②いずれも満たすもの。 ① 公募占用指針で示される感度分析シナリオ(複合シナリオは含めない)を実施し、すべてのケースでLLCR (LLCR = Σ (元利金支払前キャッシュフローの現在価値)/借入元本)が1.0以上のもの。 ②プロジェクトファイナンス以外による資金調達の場合、ファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がAーまたはA3以上の金融機関から当該資金調達額のLOIを取得しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	①主な事業費(建設費用、資機材調達費用(風車、基礎、海底ケーブル)、設備維持管理費用)の根拠(見積もり又は過去の実績等)が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。 ②必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。 ③事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用、基準価格、オフテイカー情報や相対取引契約内容、卸市場価格見通し等を考慮したものであること。公募占用指針で示す関連のリスクシナリオについて、検討内容や対応が具体的に記載されていること。 ④当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であるもの。 ⑤撤去費用が適切に確保されているもの(撤去期限までに必要額の積立が計画されているもの) 《①~⑤のいずれも満たす必要》
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区	分		リスクシナリオの概要
資金·収支計画	運転開始までの 資金調達	追加資金	調達の発生	・金融市場の変化等により、資金調達が当初想定していた通りに進まず開発 資金が不足するリスク。 ・工期遅延等により開発・建設費用が増加(コストオーバーラン)し、当初想 定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク。
	運転開始以降よのキャッシュフロー		風況変動	・風況の悪化により、想定発電量が減少するリスク 【感度分析】風況が超過確率P90の場合の発電電力量となる場合
			故障や事故による稼 働率低迷	・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、稼働率が低迷することで 想定発電量が減少するリスク
			出力抑制	・電力需給バランスの変化により発電量が需要量を上回り、出力抑制が発生 し、想定発電量が減少するリスク
			卸市場価格低下	・卸市場価格が低下した場合のリスク(卸市場価格に連動するPPA契約下での売電についても該当)
			オフテイカーの契約不履行・倒産	・相対取引の需要家の財務状況悪化等により、相対取引契約の不履行が発生するリスク(未払発生のみならず、売電単価の値下げ要求等契約内容の変更リスクも含む)
			金利変動	・景気や金融政策を受け、金利水準が上昇するリスク
			インバランス負担変 動	・(FIP制度の下で)インバランス負担が増大するリスク
			故障や事故による費 用増大	・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、維持管理費用が増大するリスク 【感度分析】事業期間を通じて維持管理費用が10%増大する場合
			物価・人件費高騰	・原材料価格や人件費の高騰や為替変動により調達コスト水準が上昇し、 維持管理費用が増大するリスク
			保険料上昇	・事故の発生等により保険料支払いが増大するリスク 【感度分析】事業期間を通じて保険料支払いが15%増大する場合

1. 事業計画の実現性(事業計画の実行面)

(3)運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)(15点満点)

洋上風力発電事業のプロジェクトが確実に運転開始まで至れるかどうかを評価するため、計画の実現可能性を評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (15点)	 ○「優れている」と評価されるもののうち、以下①、②のいずれも満たすもの。 ①運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。 ②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。
優れている (11.25点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (7.5点)	○「良好」の基準を満たすもののうち、以下①~⑤のいずれも満たすもの。 ①ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50(※)の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われている。もの。(※50%の確率で達成可能と見込まれる数値。平年値相当。) ②国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの。 ③サイトに応じて求められる水準の型式認証(CLASS Tなど)を取得済みの風車を用いているもの、又は同認証を未取得の場合は運転開始前までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの。 ④工事の確実性や効率性を示す検討内容やそれらの考え方が明確に示されているもの。 ⑤工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者がISO45001(労働安全衛生)や建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。
良好 (3.75点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

1. 事業計画の実現性(事業計画の実行面)

(3)運転開始までの事業計画(スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程)(15点満点)

洋上風力発電事業のプロジェクトが確実に運転開始まで至れるかどうかを評価するため、計画の実現可能性を評価する。

評価区分	評価の考え方
最低限必要なレベル (0点)	①選定結果の公表から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。 ② 航路や港湾施設等との隔離距離について適切にとられているもの。 ③ 騒音や振動、電波障害等の社会制約要因を適切に考慮した配置となっているもの。 ④ 促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの。 ⑤ 洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に準じた考え方となっているもの。 ⑥ 施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載されているもの。 ⑦ 自然条件や施工方法等に照らして適切な工事期間・予備日が設定されていないものや、地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど、実現可能性のない施工計画ではないもの。 ⑧ 施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。 ⑨ 協議会意見とりまとめの設置や建設にあたっての留意点を考慮した配置計画や施工計画となっているもの。 《 ① ~ ⑨ のいずれも満たす必要》
 失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始までの事業計画 (開発・建設・試運転期間)	i許認可プロセス難航	・建設面(WF認証等)や環境面(環境アセス等)、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク
	設計変更	・環境規制への対応から発電所レイアウトを修正する等、入札時点で想定していた設計が変更されるリスク
	主要部品や船舶の調達難航	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク
	建設遅延	・天候不順、設計・施工欠陥、必要人材の調達不調、基礎部品や海底ケーブル等の品質未達等により施工スケジュールが後ろ倒しとなるリスク
	地域関係者との調整難航	・開発から試運転までの期間を通じ、地域関係者との間で調整が難航するリスク

- 1. 事業計画の実現性(事業計画の実行面)
- (4) 運転開始以降の事業計画(維持管理、撤去)(5点満点)

運転開始以降のO&Mや撤去計画(撤去費用の確保)の実現可能性を評価し、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能な事業者であるかを評価する。

	の大旭が可能な事業有しののがで計画する。				
評価区分	評価の考え方				
トップランナー (5点)	○「優れている」と評価されるもののうち、 メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画 であると評価されるもの。				
優れている (3.75点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。				
ミドルランナー (2.5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下①~②のいずれも満たすもの。 ①各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。 ②撤去費用について 倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されている もの。				
良好 (1.25点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。				
最低限必要なレベル (0点)	 ①各種法令への対応が明記されているもの ②「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」に明らかに準拠していないものではないもの。 ③運営・維持管理段階の労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。 ④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。 ⑤撤去費用の確保方法が示されているもの(撤去期限までに必要額の積立や金融機関からのLOI取得)。 ⑥協議会意見とりまとめの発電事業の実施や事業終了時の設備等の扱いに係る留意点を考慮した維持管理計画や撤去方針となっているもの。 《①~⑥のいずれも満たす必要》 				
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。				

リスクシナリオ

	対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運			・自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、風車や海底 ケーブルが損傷を受けるリスク
		上記以外の設備の故障	・上記以外の設備について、自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の 理由により、不具合や故障が発生するリスク

2. 電力安定供給(20点満点)

2050年のカーボンニュートラルを見据えて、洋上風力発電は再生可能エネルギーの主力電源化の切り札となることが期待されているところ、日本の電力安定供給の確保の観点から、今後形成される国内の洋上風力サプライチェーン(SC)に関し、電力の安定供給に資するようなSC構築となっているかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (20点)	○「優れている」と評価されるもののうち、 安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンや O&Mの取組内容が特に優れている と評価されるもの。
優れている (15点)	○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (10点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①、②いずれも満たすもの。 ①ハード(設備・部品調達等)に係るサプライチェーンについて、洋上風力発電設備のうち、故障率が高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定した上で、(i) 国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、(ii) サプライチェーンの複線化、(iii) 調達期間の短納期化等、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討がなされている。 ②ソフト(人材等)に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保を具体的に検討している。
良好 (5点)	○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル (0点)	○主要なハード(洋上風車本体や風車基礎、海底ケーブル)に関するサプライチェーン形成計画(<u>部品の調達先候補、予備品の保管場所</u>)が具体的に示されているもの。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

リスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
電力安定供給(運転開始以降を想定)	部品調達	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、交換が必要な部品がスケジュール通りに入荷しないリスク
	船舶調達	・維持管理時に作業員や交換対象部品の運搬に用いる船を十分に調達できなくなるリスク
	人員確保	・維持管理に必要な人員(作業員等)を十分に確保できなくなるリスク

3. 関係行政機関の長等との調整能力 (10点満点) (都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目)

洋上風力発電事業は海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域との共生が重要な電源であるため、地域との調整実績について評価する。

※**いずれの評価区分も知事意見を優先**。知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合は、②以下に基づき評価。

※公平性・公正性の担保を前提に、関係市町村、漁業関係者等の意見を知事意見に反映できる仕組とする。(P33参照)

その場合、「最低限必要なレベル」は、②~④のいすれも満たすもの。		
評価区分	評価の考え方	
トップランナー (10点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、 国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた 調整実績 があるもの。	
優れている (7.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績 があるもの。	
ミドルランナー (5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下のi)、ii)のいずれかを満たすもの。 ii) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績 があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業 (漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や 沿岸部における事業)について、 関係行政機関の長との調整実績 があるもの。	
良好 (2.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 その他事業 (トップランナー、優れている、ミドルランナーに 記載されているもの以外のプロジェクト)において、 関係行政機関の長との調整実績がある もの。	
最低限必要なレベル (0点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ②事業実施体制において、 関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっている もの。 ③ 関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されている もの。 ④当該実績について、 親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえる もの。または、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。	
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。	

- 4. 周辺航路、漁業等との協調・共生(10点満点) (都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目) 洋上風力発電事業は海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域との共生が重要な電源であるため、周辺航路、漁業
- 等との協調・共生策について、地域の要望も踏まえながらより適切な提案がなされているかどうかを評価する。
- ※いずれの評価区分も知事意見を優先。知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合は、②に基づき評価。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色(地域や産業に関する自治体の計画・戦略等)を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色(地域や産業に関する自治体の計画・戦略等)を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色(地域や産業に関する自治体の計画・戦略等)を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。
良好 (2.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、 協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的 に提案 し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ②協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

※公平性・公正性の担保を前提に、関係市町村、漁業関係者等の意見を知事意見に反映できる仕組とする。(P33参照)

5. 地域経済波及効果 (10点満点) (都道府県知事の意見を最大限尊重して評価する項目)

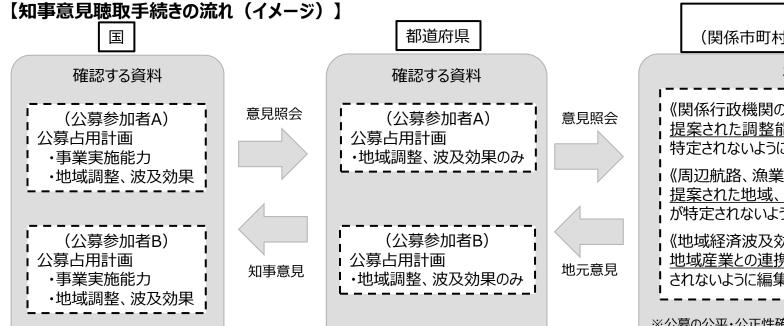
地域や国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、地域経済の発展に資するような経済波及効果をもたらす提案かどうかを評価する。

※**いずれの評価区分も知事意見を優先**。知事意見がない場合もしくは合理的な理由が示されていない場合は、②に基づき評価。

評価区分	評価の考え方
トップランナー	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。
(10点)	②「優れている」と評価されるもののうち、 中長期的な観点から地域経済の発展に資する もの。
優れている	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。
(7.5点)	②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、 高い波及効果を有する もの。
ミドルランナー (5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接 投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているも の。
良好	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。
(2.5点)	②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。
(0点)	②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないなもの。
失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

知事意見聴取手続きの進め方 [別紙13~15]

- 1. 第2ラウンド公募に引き続き、「関係行政機関の長等との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済波及 効果 103項目について、地域の代表としての都道府県知事意見を聴取し、これを最大限尊重して評価を実施。
- 2. このため、公募の公平性・公正性が担保された形で、関係市町村、漁業関係者等の意見を適切に踏まえつつ、知事意見を提 出いただくことが重要。
- 3. 都道府県が関係市町村、漁業関係者等へ意見照会を行う場合には、以下を参考とし、具体的な手順は個別に調整。
- (1) 地元関係者のうち意見を代表する者を決定し、当該者から公募占用計画の情報に関する**秘密保持誓約書等を提出**いただく。 (意見を代表する者が複数名となることは可。ただし、当該海域の公募占用計画作成に直接関わっている者や事業に関する 業務を受注している企業関係者などは公平性の観点から除外。)
- (2) その上で、公募の公平性・公正性の観点から、特定の場所・特定の時間において計画内容を確認いただき、その場で回答い ただく。(自治体の判断により委員会形式も想定。)
- ※知事による評価基準については、再エネ海域利用法第13条第5項に基づく公募占用指針に関する関係知事への意見聴取の際、 当該知事からあわせて回答いただくとともに、公募占用指針公表時に公表する。



地元関係者 (関係市町村、漁業関係者等の代表者)

確認する資料

《関係行政機関の長等との調整能力》 提案された調整能力・実績について、事業者名が 特定されないように編集したもの

《周辺航路、漁業等との協調・共生》 提案された地域、漁業共生策について、事業者名 が特定されないように編集したもの

《地域経済波及効果》

地域産業との連携提案について、事業者名が特定 されないように編集したもの

※公募の公平・公正性確保や都道府県側の負担軽減の観点から、 都道府県が地元関係者に照会可能な資料は国が用意

6. 国内経済波及効果(10点満点)

国民の財産である海域を長期にわたって占用し事業を行うことから、国内経済の発展に資するような経済波及効果をもたらす提案かどうかを評価する。

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	○「優れている」と評価されるもののうち、 中長期的な観点から国内経済の発展に資する もの。
優れている (7.5点)	○「ミドルランナー」に評価されるもののうち、 高い波及効果を有する もの。
ミドルランナー (5点)	○ 経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5点)	○経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0点)	○ 経済波及効果の見込みについて具体的に記載 されているが、 経済波及効果の因子 となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての 確からしさが示されていない もの。
 失格	○最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

【参考】公募開始までの主なスケジュール(予定)

11月15日、洋上WG合同会議(公募占用指針に記載する評価の考え方等) (本日)

その後、

- ①再エネ海域利用法第13条第5項に基づく評価基準に関する意見聴取
 - ・関係都道府県知事(知事意見の評価基準も併せて意見聴取)
 - ·学識経験者
- ②公募占用指針案に関するパブリックコメント・同コメントへの回答 を経て、

公募占用指針の公表および公募開始